

飲料水と別系統の水を冷却塔又は加湿装置に使用する場合の維持管理方法

1 水源が水道水等^{※1}の場合の維持管理方法

検査項目		冷却塔又は加湿装置使用水(空調用水)	雑用水(参考)	飲料水(参考)
(1)残留塩素		○(設備停止期間有:使用開始時に1回) ^{※3} ○(設備通年使用 :清掃時) ^{※3}	-	○(週1回)
(2)外観等		-	-	○(週1回)
(3)水質	16項目 ^{※2}	-	-	○(年2回)
	消毒12項目	-	-	○(年1回)
	有機7項目	-	-	-
	開始前51項目 大腸菌、濁度	-	-	-
(4)清掃		△(年1回点検、必要に応じて清掃)	△(定期的に)	○(年1回)
(5)その他		年1回、大腸菌と一般細菌の検査 ^{※3}	-	-

2 水源が水道水等^{※1}以外の場合の維持管理方法

検査項目		冷却塔又は加湿装置使用水(空調用水)	雑用水(参考)	飲料水(参考)
(1)残留塩素		○(週1回) ^{※3}	○(週1回)	○(毎日)
(2)外観等		○(週1回) ^{※3}	○(週1回)	○(毎日)
(3)水質	16項目 ^{※2}	○(年2回) ^{※3}	-	○(年2回)
	消毒12項目	-	-	○(年1回)
	有機7項目	-	-	○(3年に1回)
	開始前51項目 大腸菌、濁度	-	○(2ヶ月に1回)	○
(4)清掃		△(年1回点検、必要に応じて清掃)	△(定期的に)	○(年1回)
(5)その他		冷却塔又は加湿装置を使用しない期間に、当該設備以外へ給水する場合は、空調用水又は雑用水として管理する。	-	-

※1 水道水、専用水道水又は飲料水に関する衛生上必要な措置等が講じられた井水等を指す。

※2 検査項目のうち5項目(「鉛及びその化合物」「垂鉛及びその化合物」「鉄及びその化合物」「銅及びその化合物」「蒸発残留物」)に検査結果が水質基準に適合した場合は、次回に限り省略できる。

※3 蒸気加湿装置のみに供給している場合は検査不要。